

第18回教育委員会会議

1 日時 令和元年9月17日 火曜日 午後3時30分～午後4時15分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
多田 勝哉	教育次長
花田 公絵	旭区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
川阪 明	総務部長
福山 英利	首席指導主事
水口 裕輝	指導部長
飯田 明子	学校力支援担当部長
樽本 康隆	教育活動支援担当課長
松田 大	学校保健担当課長代理
藤巻 幸嗣	教務部長
松田 淳至	教職員人事担当課長
松井 良浩	教職員サービス・観察担当課長
三木 信夫	市立中央図書館長
黒野 大輔	市立中央図書館総務担当課長
川本 祥生	政策推進担当部長
松浦 令	教育政策課長
橋本 洋祐	教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名
- (3) 案件

議案第68号	職員の部活動顧問への復帰について
議案第69号	市会提出予定案件（その14）
報告第31号	中央図書館におけるネーミングライツパートナーの決定について
報告第32号	校長公募にかかる第2次選考の合格者の決定について
協議題第30号	学校における感染症予防の取組について
協議題第31号	職員の人事について

なお、議案第69号、協議題第31号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、報告第32号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第31号「中央図書館におけるネーミングライツパートナーの決定について」を上程。

三木市立中央図書館長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市は民間企業との協働により、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的として、市役所、区役所、学校、消防署を除く市が所有する全ての公の施設及び市が実施するイベント等に法人名、商品名、ブランド名等を冠した愛称を命名していただくネーミングライツ事業を実施している。

この度の大阪市一斉募集期間において、大阪市立図書館は、既の実施している港図書館を除き、中央図書館ほか22館の募集をかけたところ、中央図書館について株式会社辰巳商会から応募があった。同社は、大阪市港区に本社を置く大手港湾運送事業者であり、来年度創業100周年を迎え、大阪港の中心的な事業者として、大阪港の発展に寄与されてこられた。愛称名は辰巳商会中央図書館、愛称使用期間は令和元年10月1日から令和3年9月30日まで、ネーミングライツ料は年額消費税抜きで200万円となっており、明日、9月18日に同社との間で協定締結式を実施する。

なお、大阪市立中央図書館という条例上の正式名称の変更はしない。中央図書館としての公共性を確保し、市民、利用者の皆様への混乱を避けるため、協定書において愛称の使用は壁面看板等と中央図書館の利用案内の冊子に限定しており、窓口や電話での対応、イベントでの表記、図書館カード、本のタグ、その他現に大阪市立図書館の表記のあるものは変更せず、従来どおり正式名称を使用することとしている。

また、愛称を使用する壁の看板等の設置、維持管理、復旧等の費用は、全て辰巳商会在が負担することになっており、大阪市側の負担はない。

協議題第30号「学校における感染症予防の取組について」を上程。

森末教育委員からの説明要旨は次のとおりである。

以前に報道番組で、どこかの中学校において、除菌シートで机やドアノブなどを拭くという活動をしていて、その除菌シートについては、地元の企業が無償で提供するということでされている例があると聞いた。報道では、インフルエンザが激減し、学級閉鎖がゼロになったとのことであった。事実かどうかは不明だが、そういうことが大阪市でもできるのであれば、取り入れてもらいたいという提案である。

まずはどこか提供しているところがあるかどうかなど確認し、せめて1月から3月の中学校の受験期間だけでもできればよいが、できるかどうかを含めて検討いただきたいという提案である。

飯田学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

報道は確認したが、学校現場でインフルエンザが減っているということで、子どもたちの保健衛生を担当する指導部として、興味深く感じたところである。

大阪市立の学校園におけるインフルエンザの近年の状況は、全体的な傾向として、平成29年度から平成30年度にかけて、学級休業数は約3分の2に減少し、インフルエンザを原因に出席停止となった人数も約4分の3に減少しており、全国的な傾向ともおおむね一致している。

インフルエンザの感染を100%防ぐ絶対的な予防方法はないとされているが、正しい手洗い、普段からの健康管理等が重要とされており、学校現場においても発達段階に応じて子どもたちに適切に指導しているところである。

インフルエンザの感染経路について、くしゃみやせきの飛沫を吸い込むことによる飛沫

感染、ウイルスが付着したところに触れた手で口や鼻を触るということによる接触感染があるとされており、子どもたちが触れる場所を適切に拭き掃除をするということは、小まめな手洗いとともに接触感染を防ぐ上で効果的な手法の1つと考える。

事務局としては、引き続き学校園に対して適切な拭き掃除を含めた健康管理等の重要性について改めて学校現場へ周知を図るとともに、この度の提案についても、報道にあった事業者と話をするなどして、例えばモニタリングを共同でできないかなど、できることについて検討して、取り組んでまいりたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 幸い平成29年度から平成30年度は減っているということですが、これが全国的にそうだとすると、流行病ですので、A型、B型の流行の状況によって変わり、インフルエンザがかなりの数で発生して学級閉鎖につながるということは、これからも変わらないということだと思います。そういう意味では、除菌をすることかということが可能であればやっていただいて、それがどんな効果があるのか、是非見せていただいて、本当に効果があるのであれば、費用をかけるにしても取り入れるという次の段階も考えていただきたいなと思っています。

実際、子どもを抱える親としては、子どもがインフルエンザにかかったら、家に持ち帰って、またそれで罹患して、親も罹患するし、その兄弟も罹患するというふうなことになりますので、冬はすごく神経を使う状況になります。特にそれが受験にかかる生徒であれば、インフルエンザにかかるかどうかが一生涯の問題になるかもしれませんので、その点も踏まえて今後、もちろん最終調査の段階ですが、お願いしたいと思います。

【飯田学校力支援担当部長】 事業者から話を聞かせていただき、研究しながら、中学生を中心にモデル的に何かできないかということも含めて、早速本年度からできないか検討して、またその結果を踏まえて次の展開を考えたいと思っています。

議案第68号「職員の部活動顧問への復帰について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

「部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が発生した場合の対応について」の規定を改正する。

暴力行為等が発生した場合の対応については、従前どおり、部活指導中の暴力行為等が

発生した場合には、直ちに当該教職員を部活動顧問から外すこととする。

処分確定後の対応については、処分確定後、原則として1年以上、当該教職員を部活動顧問に復帰させない点に変更はないが、当該教職員が他種目の部活動指導や勤務校だけでなく他校における部活動にも一切従事できないことを新たに明記する。

当該教職員への処分実施後、部活動顧問への復帰を認めるまでの具体的な手続を追記する。再発防止研修の実施について、学校長は、当該教職員の懲戒処分発令後、2週間以内に研修実施計画を教育委員会へ提出し、この計画に基づき事務局の指導、助言のもと、当該教職員への研修を実施するものとする。

再発防止研修は、部活動中の暴力行為に限らず、体罰により行政措置以上の処分になった場合は、従前よりすべて同様に実施しているが、部活動中の暴力行為により再発防止研修を実施するものについては、新たにこの研修の最終段階において、当該教職員本人による課題発表を義務づけることとしている。当該教職員による課題発表において、研修内容の定着度、部活動指導への復帰に必要な適格性の確認ができれば研修を終了し、学校長は研修実施報告書を教育委員会に提出するものとする。

部活動顧問への復帰の申し出について、学校長は当該教職員の処分確定後1年以上経過した当該教職員を部活動顧問に復帰させようとする場合には、部活動復帰申出書に研修実施報告書の写しを添えて、教育委員会に申し出ることができるとしているが、学校長には単に処分確定から1年以上経過していることだけでなく、部活動顧問への復帰に対する被害生徒や保護者をはじめとする関係者の受け止めに考慮の上、申し出の判断を行うよう指導するとともに、これらの関係者の受け止めについて部活動復帰申出書に明記させることとしている。

部活動顧問への復帰の承認について、学校長の申し出を受け、教育委員会会議において当該教職員の部活動顧問への復帰の可否を判断する基準を5点明記している。ただし、復帰を認める場合でも、3点の条件を付す。

1つ目として、学校長は当該教職員を主顧問とせず、必ず他の教職員を主顧問として配置すること。

2点目として、学校の内外を問わず、必ず勤務校の他の教職員と共同で部活動指導に従事するものとし、単独で部活動指導に従事することがないようにすること。

3点目として、部活動への復帰から一定期間経過後、事務局職員が当該教職員の状況を再確認するとともに、学校長は生徒、保護者、同僚教職員が当該教職員の部活動顧問復帰

後の状況についてどのように感じているかを、当該教職員に対しフィードバックすることとしている。

なお、当該教職員が部活動顧問へ復帰後、3点の条件を遵守の上、一切の体罰、暴力行為を起こさず1年以上経過した際には、学校長の判断により当該教職員を主顧問として単独で部活動指導に従事させることができることとし、その際には学校長はその旨を必ず事務局に報告することとする。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 1点確認です。部活動顧問による部活動指導中の暴力行為ということですが、こちらは外部指導員も同様ということですか。

【松井教職員服務・監察担当課長】 全く同じです。

【異委員】 わかりました。冒頭にも書いてあるとおり、暴力行為が後を絶たない実態ということですが、数字で見ると、平成25年度以降は暴力行為の件数は激減しているはずで、そこは一定の理解を得られているのかなと思っています。しかし、一部でこういった暴力行為、体罰があるというのは許されないことですので、流れとしてはこのような対応で良いと思っています。

復帰するに当たって被害生徒や保護者をはじめとする関係者の受け止めということで、性的な暴力や身体的な暴力でよくあるのがPTSD症状、心的外傷後ストレス障害で、これは実は被害生徒だけではなくて、それを見ていた周りのチームメイトであったり、部活動の仲間にも当てはまる場合が結構ありますので、こうなると後々フラッシュバックが起こったり、不眠症が続くといったものもありますので、被害生徒と仲間、メンバーというところもしっかり考慮してあげてほしいなと思います。

あと、ちょっと厳しいかもしれませんが、復帰するに当たって、もう二度と暴力行為がないということを信じたいのですが、万が一、再度暴力行為があった場合について、やはり再度というのは非常に常習性が極めて高いと感じられます。やはり教育者としては不適切かなというふうに思いますので、再度暴力行為があったときどうするかというところを決めておいたほうがいいのかなどは感じますので、御検討をお願いします。

【松井教職員服務・監察担当課長】 体罰の事象についての懲戒処分の量定は、再度の行為に至った場合についても考えていますが、部活動顧問としてどうするかということにつきましても、今後他都市の考え方等も参考にしながら、考えておきたいと思っています。

【異委員】 他都市もいろいろ調べたのですが、そういった復帰条件というのは明確に提示されているものはありませんでしたので、大阪市は根絶に向けてという取り組みで、再度暴力行為があった場合は、やはり厳しい処分になるのかなと思っています。

【森末委員】 私も再度繰り返す人を心配しています。今回かなり詳しく、手厚く復帰についての指針を定めていただいたので、ほとんどないとは思いますが、仮にあった場合についてどうするかというのはそのとおりだと思います。復帰の承認のときの基準を満たしているかというところで、またやるときには基準としてこれをクリアしているかどうかはさらに厳しく判断するので、ここで食い止めることも可能かもしれませんが、再度やったときにはさらにこの基準に何かを加えて、今現時点ではこの基準の判断に当たって、繰り返す人にはさせないということはあるというふうに読んでおりました。

【平井委員】 肝心なことはそれが全教職員へ温度差なく落とし込める体制になっているかどうかということです。教員も十人十色で温度差がありますので、職員会議等できちんと校長や教頭の口から上手に落とし込ませることが重要です。

また、こういった問題を根絶させるときに管理職だけでは難しいので、同僚性、つまり同じ教員目線でチェックするような体制づくりも必要であると思います。校務分掌の中に係として1つハラスメント対策委員をつくるといった取り組みもまた考えていただきたいと思います。

【山本教育長】 具体的にアイデアも出ましたので、事務局でまとめてもらって、また校長会でも話をさせていただいて、具体的な考え方が出てきたようでしたら、また改めて報告いただければと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第69号「市会提出予定案件（その14）について」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び結果に関する報告書は、7月16日の第14回教育委員会会議で協議題として御報告し、その際にいただいた御意見も反映し、外部の有識者の意見も添えて、今回、議決をいただくものである。

有識者の意見については、昨年度から引き続き大阪教育大学の森田副学長、大阪市立大学の添田教授から御意見をいただいている。議決後、決算市会に報告書を提出し、ホーム

ページにも掲載するなど、市民の皆様へ公表する。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 市会に提出されたあと、内容に対して指摘があったときは、どのようなやりとりがあり、その後どうなっていくのでしょうか。

【川本政策推進担当部長】 常任委員会で報告して質疑も行っていましたが、今は議場配付にしていますので、市会の議場での質疑等はなくなってきました。議員へは個別に説明して対応している状況です。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第32号「校長公募にかかる第2次選考の合格者の決定について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

第2次選考は集団討論を実施し、合格者は、小・中学校共通は内外合わせて計81名、高等学校は2名、幼稚園は6名である。

合否通知は9月18日に受験者へ発送予定である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第31号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

泉尾東小学校教頭の休職に伴い、指導部指導主事河田靖美を任命する。教育委員会教育長専決規則第2条第1項により急施専決を行った上、本人に対し内示を行い、9月25日付で人事異動を発令する。

次回の教育委員会会議において、急施専決を行ったことについて報告する。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
